

和泉市ごみステーション設備設置事業補助金応募要領

1. 事業概要

一般家庭から排出されるごみの収集において、狭隘な道路のため収集場所を確保できない場合に設置されているごみステーション設備の老朽化等による、交換等の設置に要する費用に対し、**予算の定める範囲内において、補助金を交付します。**

2. ごみステーション設備の要件

- 1 次の要件をすべて満たす物が対象となります。
 - (1) 箱型のもの
 - (2) 一般家庭から排出されるごみを集積し収集される、おおむね5世帯以上の世帯で利用・管理するもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのもの。ただし、地域の実情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。
 - (3) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるもの
 - (4) 金属等で作製された強固なもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの
 - (5) 設置場所の地権者及び管理者の同意を得たもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助対象としない。
 - (1) 共同住宅専用ごみ置場（長屋住宅含む。）
 - (2) 和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例（平成9年和泉市条例第8号）に基づく和泉市宅地開発指導要綱（昭和53年11月1日制定）第16条により設置するごみ置場

3. 補助交付対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) ごみステーション設備を設置及び管理する町会・自治会の組織
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

4. 募集期間等

- (1) 募集期間 当該年度の4月から1月末まで
- (2) 募集件数 当該年度の予算の範囲内で先着順
- (3) 受付時間 募集期間中の午前8時45分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く)
- (4) 受付場所 和泉市役所 生活環境課（2階8番）窓口まで提出してください。（郵送も可）

5. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がごみステーション設備設置（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) ごみステーション設備の購入費
- (2) 自らごみステーション設備を作製する場合の材料費

6. 補助金額

補助金の額は、ごみステーション設備1基につき、運搬費及び設置工事費等を除く補助対象経費の合計額(消費税及び地方消費税含む)の2分の1とし、50,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

2 同一町会、同一自治会に対する補助は、当該年度内3基までとする。

7. 事前申込み

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金事前申込書(様式第1号)に設置場所位置図を添付のうえ、上記の「4. 募集期間等」内に事前に申込みを行ってください。
- (2) 補助要件等、前項の申込み内容が適当と認めるときは、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金承諾書(様式第2号)に和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号)を同封し通知いたします。

8. ごみステーション設備の購入

前項による購入承諾書(様式第2号)の通知を受けたときは、事前に届け出たごみステーション設備を購入してください。ただし、期限までに購入できない事情があるときは、期間の延長について期限までに生活環境課まで申し出てください。

※市から購入承諾書(様式第2号)を受け取る前に購入したごみステーション設備は補助対象外となります。

9. 請求手続きと必要な書類

市から購入の承諾を受けたごみステーション設備等を購入後、購入承諾書(様式第2号)に定める日までに和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号)に下記の必要書類を添付のうえ生活環境課まで提出してください。

- (1) ごみステーション設備の購入又は作製に係る経費の内訳が確認できる書類の写し(購入日、購入販売店名、購入者の氏名が明記されていること)
- (2) ごみステーション設備の設置したことを証する写真

10. 補助金のお支払い

補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号)の提出後、指定されました金融機関の口座に補助金を振り込みます。

11. 調査等

ごみステーション設備等の設置及び管理の状況について、調査する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

12. 交付決定の取消し等

下記のいずれかに該当したことが判明したときは、その全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき。

■お問合せ 和泉市役所 生活環境課
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
0725-99-8122 (直通)
0725-41-1551 (代表)